

各府立学校 校長・准校長 様

教職員室長

新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした
臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いについて（通知）

標記について、令和 2 年 4 月 30 日付け教職企第 1174 号において通知したとおり、令和 2 年 5 月 7 日から同年 5 月 10 日までの間、臨時的な自動車等による通勤許可について特例的に取り扱うこととしたところです。

今般、緊急事態宣言の期間が令和 2 年 5 月 31 日まで延長されることとなりましたが、府立学校においても、臨時休業が令和 2 年 5 月 11 日から同年 5 月 31 日まで継続されることとなりましたので、臨時的な自動車等による通勤許可について、下記のとおり特例的に取り扱うこととします。

記

1 対象者

公共交通機関を利用して通勤している全教職員のうち、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的として自動車等通勤を希望する者

2 実施期間

令和 2 年 5 月 11 日から同年 5 月 31 日まで

3 手続方法

別添「自動車等通勤許可申請書」により届出を行い、校長・准校長はその内容を精査した上で許可する。
なお、届出の際には、自宅から勤務公署までの地図を上記申請書に添付すること。

4 駐車場所

校長・准校長が安全確保を十分に行うことを前提として、学校敷地内での駐車を可能とする。
ただし、登校日は除く。

5 本通知の実施期間以後の取扱い

- 府立学校の臨時休業が継続され、令和 2 年 6 月 1 日以降も新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした自動車等による通勤を希望する者に対しては、通勤方法の変更の届出を提出させ、通勤手当の決定を行うこと。ただし、自転車により通勤する者を除き、臨時休業終了日までとする。
- 府立学校の臨時休業終了後も、引き続き自動車等（自転車を除く）による通勤を希望する場合は、「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」（平成 13 年 11 月 16 日付け教委職企第 203-2 号通知、平成 31 年 3 月 11 日付け教職企第 2436 号最終改正）において通知している従前の取扱いに従い、真にやむを得ないと判断した場合に限り認定すること。
- なお、今後の情勢の変化により、本通知の実施期間以後の取扱いを変更する場合は、改めて通知します。

【問合せ先】

○臨時的な自動車等による通勤許可について
教職員企画課 財務グループ
電話：06-6944-9375

○自動車による出張及び通勤災害について
教職員人事課 管理・公務災害グループ
電話：06-6944-6896